

第 27 回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：令和 4 年 12 月 22 日（木）10 時 20 分から

（開始）

○事務局（寺井室長）

ただ今から、第 27 回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には年末の大変お忙しい時期にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

この委員会は、皆様御承知のとおり、地域改善対策奨学金等の返還事務の取り扱いにつきまして、透明性、客観性、公平性を確保するために、第三者の視点から客観的な審査を行っていただくことを目的として、条例に基づき設置したものでございます。

当委員会の会議は原則公開とし、傍聴席を設けておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願い申し上げます。また、お手元に配布しております委員会資料のうち、参考資料として添付しております、前回 7 月に開催の委員会の了解事項及び議事録につきましては、宮川委員長が御欠席でしたので、委員長職務代理者の木田委員に御了解いただいたうえで、私ども京都市のホームページで公表をいたしております。この点も含めて御了承いただきますようお願いいたします。

それでは議事に移りますが、議事の進行につきましては、宮川委員長をお願いいたします。

○宮川委員長

皆様お集まりいただきましてありがとうございます。

最初に、本日の委員会につきまして、4 人全ての委員が出席されており、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第 5 条第 3 項に規定する定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立していることを確認いたします。

本日の議事につきましては、次第で配布されておりますとおり、定例の報告事項が 1 件、それと意見聴取をする法的措置に係る審議事項が 2 件となっております。

まず報告事項について、事務局から報告をお願いします。

○事務局（中野係長）

担当係長をしております中野と申します。よろしく願いいたします。着席に

て説明をさせていただきます。

右上に資料1と書かれています、配布資料の1ページ目から御覧いただけますでしょうか。

奨学金等返還事務の取組状況についてでございます。

「1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」について、こちらは令和4年9月末日現在のものでございます。

まず、「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」ですが、こちら人数ベースとしております。借受者全体といたしましては1,404人で、このうち完納等、つまり令和2返還年度までに完納、または全部免除となったことによりまして、令和3返還年度以降の対応が不要となられた方が202名いらっしゃいます。完納等以外、すなわち令和3返還年度が手続中の方は、それ以外の1,202名でございます。

その内訳といたしまして返還猶予を受けられた方が1名、返還免除を受けられた方が1,009名、返還を請求される方が192名で、192名のうち令和4年9月30日までに返還済みとなられた方が177名、未返還の方が15名いらっしゃいました。構成比につきましては表のとおりでございます。

未返還の方15名の内訳については、令和3返還年度分が未返還の方が12名いらっしゃいました。残りの3名の方につきましては、過去からの未返還が続いておられる方で、また後ほど御説明いたします。

続きまして、「(2) 令和3返還年度分に係る免除、猶予及び返還請求の状況」、こちらは件数ベースでございます。例えばお一人で、高校・大学で奨学金を借り入れられた方は、お一人に対し2件という計算になっております。

こちらにつきましては、令和3返還年度分について返還猶予、返還免除、返還請求のいずれかを行う必要がある件数とその金額になっておりますので、上記「1(1)」の人数ベースの完納等以外、「(手続中)」と書かれている、この1,202名の方の状況になっております。

この中で、返還猶予を受けられた方等のそれぞれ内訳を御説明いたしますと、まず、猶予を受けられた方は、収入の大幅な減少のためが2件でございます。返還免除の方につきましては、全てが所得が基準以下のため1,271件ございました。また、返還請求260件のうち、所得が基準以下のため、履行期限の延長制度を使われてた方が28件、人数にしますと22名いらっしゃいました。

続きまして、「(3) 令和2返還年度分までの督促・催告の実施状況」ですが、令和3年の10月から令和4年9月までの取組状況を表しております。

下の注3に記載のとおり、令和2返還年度分、こちらの納期が令和3年9月30日まででしたが、このとき滞納となられた方は13名いらっしゃいましたけれども、そのうち11名は、12月1日の督促までに、既に返還をいただいております。それ以降の状況でございます。

まず、令和3年12月1日に、今申し上げた2名に対して、督促を行っております。そのうちのお一人については免除手続をしていただき免除となられ、もうお一人が未対応となっております。同じ時期に、またこちらも後ほど御説明いたしますが、過去からの滞納のある方に対し特別催告をしております。こちらも反応がございませんでしたので、未対応となっております。

令和2返還年度から新たに滞納になられたお一人に対しては、3月11日に催告を行っております。この催告につきましても反応がなく未対応でしたので、9月1日に2回目の催告を行いましたと同様に反応がなく未対応でしたので、新たに法的措置の対象となられました。こちらも後ほど御説明いたします。

次に「(4) 法的措置対象者」について御説明いたします。滞納者のうち督促後約1年をかけて4回程度催告をしても返還に応じず、法的措置の対象となる者、及び法的措置等の状況は、次のとおりでございます。2名おられますが、うち、お一人につきましては平成30返還年度分から令和3返還年度分までを滞納されてる方で、滞納額の総額は66万6,669円となります。1年当たりの返還額は21万3,335円で、この方に対する法的措置の状況は、令和4年4月1日に特別催告を行い、7月5日に行われました前回の監理委員会で意見聴取後、最終催告を7月7日に行っております。そして9月28日に民事調停を申し立てました。詳細については、後ほど申し上げます。

次にもうお一人の方ですが、令和2返還年度から令和3返還年度分までを滞納をされており、滞納額が6万円となっております。1年当たりの返還額は3万円、こちらの方については、法的措置は未実施となっております。

次に、「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」ですが、平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権につきましては、条例の規定に基づきまして履行期限が到来した債権ごとに返還免除の手続を行っており、今回の報告の期間中に免除した額は、(2)のとおり、2,037万7,630円となっております。

これまでの免除決定額、「(3) 免除決定額(総額)」と合わせますと、18億444万2,595円が免除となり、「(1) 返還免除対象額」の18億3,403万5,630円に近づいてきている状況でございます。

次に、過去のストック情報として、参考資料を付けております。

まず、「1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」ですが、前回の報告から動きがあったところを補足しておきますと、昨年12月の監理委員会で意見聴取しました案件で、平成26年度に未収入であった方が特別な事情による返還猶予が認められましたので、過去の未収入分が、これまでは平成26返還年度にありましたが、猶予を認められたことによってその未収入自体が解消されている状況でございます。また、ほかに今現在、平成30返還年度以降、令和1返還年度、令和2返還年度のそれぞれに未収入がございます。

以降の資料につきましても、それぞれ過去のストック情報でございますので、説明については割愛させていただきます。事務局からの報告は以上でございます。

○宮川委員長

ありがとうございました。

それでは、ただ今の報告につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

○木田委員

御説明ありがとうございました。過去のストック状況の表を見せていただきますと、これまでいろいろと職員の皆さんの御努力や御説明もあり、過去に滞納となったものが解消され、残りは平成 30 返還年度以降の分で、約 70 万円になっているということでよろしいでしょうか。それ以上過去に遡って、長期間滞っているものがないということで間違いないでしょうか。

○事務局（中野係長）

木田委員のおっしゃるとおり、平成 29 返還年度までの滞納はなく、平成 30 返還年度以降分の滞納が残っているという状況です。

○木田委員

分かりました。ありがとうございました。

今も説明があったように、令和 3 年 12 月の監理委員会で特別な事情による猶予が認められたため、平成 26 返還年度にあった滞納は、滞納ではなくなったということですね。

○事務局（中野係長）

そのとおりです。

○木田委員

ありがとうございます。

○宮川委員長

ほかございますか。

私からも質問させていただきます。資料の 2 ページ、「(3) 令和 2 返還年度までの督促・催告の実施状況」で、令和 4 年 3 月に催告を講じた方について、6 月は未措置で、9 月に催告されていますが、何か御事情があったのでしょうか。

○事務局（中野係長）

この方につきましては、連絡対象者を通じて借受者本人に手続を促しています。令和4年6月時点では、連絡対象者と借受者本人との間で話が進みそうであったことから一旦、催告は控え、自発的な手続を待ちましたが、手続が進まなかったため、9月に催告を行いました。この方は、令和1返還年度までは免除を受けておられ、その申請手続の際に借受者本人と面談していますので、現在は連絡対象者から返還が必要であることを伝えてもらえるよう依頼していることと並行して、直接借受者本人にもアプローチしていますが、まだ、返還に応じていただけていない状況です。

○宮川委員長

分かりました。ありがとうございます。

そのほかございませんか。ないようであれば、報告事項については以上といたします。

次に、意見聴取の審議事項となります。法的措置に係る個別審査については、個別事案の審議ですので、借受者に対するプライバシー保護の関係で非公開とさせていただきますがよろしいでしょうか。

（全委員賛同）

○宮川委員長

では、非公開とする前に、本日の議題（3）、その他に進みます。

折角の機会ですので、全体を通じまして、何かお気づきの点がございましたらよろしく願いいたします。何かございますでしょうか。

（意見なし）

よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（寺井室長）

本日の委員会の議事録につきましては、事務局が案を作成いたしまして、委員長に御確認いただいたうえで公表してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

次の委員会の開催について御案内をいたします。次回の委員会は、臨時の案件がなければ、来年12月ごろに開催をさせていただきます。令和4返還年度の取組状況の御報告などをさせていただきたいと考えておりますので、よろしく

お願い申し上げます。

なお、現在の委員の皆様の任期は、来年3月までとなっております。委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ長期にわたりまして御意見、御指導を賜りまして、誠にありがとうございました。

○宮川委員長

それでは、ただ今から本会議は非公開といたします。
個別審査について、事務局から説明をお願いします。

以下、法的措置に関する審査として、個人情報に係らない質問及び回答の概要

～法的措置に係る個別審査（1）について～

○松尾委員

民事調停に借受者が出廷しなかった理由は聞いているのか。

○事務局（後藤課長）

理由は分からない。

○木田委員

借受者本人とは一度も会えていないのか。

○事務局（中野係長）

会えていない。何度も訪問し、応じてもらえないため書置きを残したり手紙を送ったりするも反応がない。

○渡邊委員

借受者本人と連帯保証人の住所は違うのか。

○事務局（中野係長）

別である。

○宮川委員長

法的措置の運用の見直し後は、本人が奨学金の貸与について知らない場合、法的措置の適用から除外することができるが、本人が知っている、知らないはどのように判断しているのか。

○事務局（後藤課長）

連絡対象者から聞き取っている。

○宮川委員長

どうい場合は借受者本人が知らないと考えられるのか。

○事務局（後藤課長）

借受者本人が「知らなかった」と説明するだけでは何も知らなかったことの担保にはならないと考えている。

連絡対象者あるいは連帯保証人等から、借受者本人が奨学金を借り受けていたことを知らない、本市へ説明していることが必要であると考えている。

加えて、真偽の確認は難しいかもしれないが、それを信じるに足りるといふことがあるといったことの確認も必要であると考えている。

○宮川委員長

本件については、監理委員会として、事務局からの提案のとおり、民事訴訟の提起を承認してよろしいか。

（異議なし）

○宮川委員長

では、承認することとする。

～法的措置に係る個別審査（2）について～

○宮川委員長

奨学金の貸与について、借受者本人へ直接説明したことがあるのか。

○事務局（森係長）

面談の記録がある。

○松尾委員

免除を受けるために直近の課税証明を出したものの、免除基準を満たしていなかったことを理解しておらず、書類を提出したことで返還免除となっていると認識している可能性はないか。

○事務局（森係長）

何度か、現状のままでは免除にはならないが、家族状況の変動等で免除となる可能性もあるので連絡がほしいとの文書を、借受者本人の住所に特定記録郵便を送っている。

○松尾委員

返還しなければならなくなったということを借受者本人に認識させるようなアプローチがもう少し必要で、法的措置はそのあとでよいかと考える。

○宮川委員長

本件については、監理委員会として、事務局からの提案のとおり、現時点では法的措置を行わないことを承認してよろしいか。

（異議なし）

○宮川委員長

では、承認することとする。

○宮川委員長

借受者本人が借り受けていたことを知らないと考えられる場合に法的措置から除外されるのであれば、どういう場合にこの「知らない」場合に該当するのか、あるいは少なくとも「知らない」と推知できるようにするためにも、記録を見たときに「書類は誰が書いたのか」とか「何歳のときに誰から本人に伝えたか」などが分からなければ判断しかねる可能性があるので、今後の運用の中で確認方法を確立していく必要があると思う。